

国民の裁判を受ける権利を否定する忌避申立却下決定に強く抗議する

2017年7月15日

大飯原発福井訴訟原告団 代表 中嶋哲演

同弁護団 団長 島田 広

「この国の裁判所には自浄能力はないのだろうか？」—本日送達された忌避申立却下の不当決定を読んで、この国の原発の安全性をめぐる裁判の将来を憂い、強い憤りを感じています。

今回の忌避申立の理由となった、内藤正之裁判長以下3名の裁判官による訴訟指揮は、島崎邦彦氏の証言（4月24日に実施）によって大飯原発の安全性や安全審査の信頼性に関する一審被告関西電力の主張が根本から打ち砕かれかけた状況において、この島崎証言を裏付ける重要証人・証拠の申請を却下したものであり、真実の解明に背を向ける行為であるとともに、客観的にみて、崖っぷちに立たされた一審被告関西電力への救済策にほかならない、きわめて不公正な訴訟指揮でした。

今回の忌避却下決定は、訴訟指揮のあり方は忌避理由に当たり得ないという形式論を展開していますが、窮地に立った一方当事者の救済のために真実解明に必要な審理を拒否し、あからさまに不公正な訴訟指揮をおこなっても、忌避の理由となる「裁判の公正を妨げるべき事情」には当たらないとするのは、あまりに形式的に過ぎ、国民の裁判を受ける権利を否定するものであって、到底国民の理解を得られる解釈とはいえません。

のみならず、今回の忌避却下決定は、申立人（一審原告）らの忌避申立理由書提出からわずか4日後（忌避審裁判長の異動後2週間あまり）という短期間のうちになされており、訴訟の経過を検討したとは思われず、忌避申立理由書の内容さえ真摯に検討したとも思われません。なぜこれほど忌避却下を急がなければならなかったのかにも、強い疑問を感じます。

裁判所が福島原発事故を防げなかった反省を忘れ去り、公正な裁判を求める一審原告ら住民側の声には全く耳を傾けず、一審被告関西電力に助け船を出す明らかに不公正な訴訟指揮を何ら問題視しない今回の不当決定は、「裁判所は再び原子力ムラに与するのか」との国民の疑念をますます深め、強い怒りを買うことは必定です。

私たちは、速やかに最高裁に抗告し、裁判所が公正な裁判を行う姿勢に立ち返るよう、国民の裁判を受ける権利を守るために力を尽くします。是非とも御支援くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上